特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

・住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)において、都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき市町村から住民の本人確認情報及び附票本人確認情報に関する通知を受け、本人確認情報については、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として、附票本人確認情報については、附票都道府県サーバに都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報で、都道府県知事保存附票本人確認情報は、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される。

特記事項

・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に住基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じている。

・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。

評価実施機関名

栃木県知事

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和6年1月30日

項目一覧

Ι	基本情報
(別添1)事務の内容
п	特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
v	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の内容 ※	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1、本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2、附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1、本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1、本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1、本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (生基法は、市町村における住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する部録の 適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確から続き、的に行うで民具基合始(個人を単位)で 合住民票を世帯ごとに編成し作成される公簿)の制度を定め、住民の利便性の増進及び国・地方公共団 を定め、住民の利便性の増進及び国・地方公共団 また、都道府県では市町村と共同し、住民基本台帳のネットワーク化を図り、市町村の区域を越えた全国共通の本人確認の作組がである住基ネットを構築している。 はまネットにおいて、都道府県に、市町村が住民票の記載等を行った場合、当該住民票に係る個人番号を含かる人確認情報の通知を市町村から受け、都道府県サーバに当該本人確認情報を特定個人情報として保有することとなる。 都道府県では、住基法の規定に基づき、特定個人情報(都道府県知事保存本人確認情報を特定個人情報として保有することとなる。 都道府県の世の執行機関又は他部署への都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転に関する事務 ②都道府県の単保存本人確認情報の開うに関する事務 ③都道府県知事保存本人確認情報の開会に関する事務 ⑥都道府県の単保存本人確認情報の報会に関する事務 ⑥都道府県知事保存本人確認情報の登台性確認に関する事務 ②都道府県知事保存本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 ②都道府県知事保存本人確認情報の管理及び提供等によいて、国外転出者に係る本人能認を行うにの社会の基金としての保護を行うため、4情報、住民 まつける所の場で関する主義を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報の関立では、2、財票本人確認情報の更会に関する事務 ②商が選作駅の世の執行機関区は他部署への都道府県知事保存附票本人確認情報の提供・移転に関する事務 ②樹精保存所業本人確認情報の開示に関する事務 ③機構保存附業本人確認情報の開示に関する事務 ④機構保存附業本人確認情報の開示に関する事務 ④機構保存附業本人確認情報の開示に関する事務 ④機構保存附業本人確認情報の開示に関する事務 ④機構保存附業本人確認情報の開示に関する事務 ④機構保存附業本人確認情報の関うに関する事務
③対象人数	〈選択肢〉 ○ 30万人以上 ○ 30万人以上 ○ 30万人以上 ○ 30万人以上 ○ 30万人以上10万人未満 ○ 40 10万人以上30万人未満 ○ 50 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム
システム1	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住基ネットの内の都道府県サーバ部分について記載する。
②システムの機能	①本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CS(コミュニケーション サーバ)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対 して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ②自都道府県の他の執行機関又は他部署への都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転 自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあっ た当該個人の個人番号、4情報、住民票コードに対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 ③都道府県知事保存本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ④機構保存本人確認情報の限会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ⑤本人確認情報の検索 4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイル又は機構保存本人確認情報を検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑥都道府県知事保存本人確認情報の整合性確認 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領 し、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム[]住民基本台帳ネットワークシステム[]宛名システム等[]税務システム[]その他 ()

システム2	
①システムの名称	附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。
②システムの機能	①附票本人確認情報の更新 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CS(コミュニケーションサーバ)を経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 ②自都道府県の他の執行機関又は他部署への都道府県知事保存附票本人確認情報の提供・移転自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報、住民票コードに対応する附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。その際、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ③都道府県知事保存附票本人確認情報の開示住基法に基づく住民による自己の附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ④機構保存附票本人確認情報の照会附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。 ⑤附票本人確認情報検索 4情報の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑥都道府県知事保存附票本人確認情報の整合性確認 都道府県知事保存附票本人確認情報の整合性確認 都道府県知事保存附票本人確認情報の整合性確認 都道府県知事保存附票本人確認情報の整合性確認
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム[] 住民基本台帳ネットワークシステム[] 宛名システム等[] 税務システム[] その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

都道府県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に掲げる必要性から取り扱う。

・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を 行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確 認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。

①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。具体的には市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。

②自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく都道府県知事保存本人確認情報の照会に基づき、当該情報を提供・移転する。

③住民からの請求に基づき、当該個人に係る都道府県知事保存本人確認情報を開示する。

④住基法に基づき機構に対して機構保存本人確認情報を照会する。

⑤住基ネットに係る本人確認情報の管理、提供等に関する事務において、都道府県知事保存本人確認 情報又は機構保存本人確認情報を検索する。

⑥市町村において保存する本人確認情報と都道府県知事保存本人確認情報の整合性を確認する。

①事務実施上の必要性

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

都道府県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り 扱う。

・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。

①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。具体的には、市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。

②自都道府県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応 じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本 人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。

③本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。

④住基法に基づき機構に対して機構保存附票本人確認情報を照会する。

⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、都道府県知事保存附票本人確認情報 又は機構保存附票本人確認情報を検索する。

⑥市町村において保存する附票本人確認情報と都道府県知事保存附票本人確認情報の整合性を確認 する。

②実現が期待されるメリット

本人確認情報を利用することにより、これまで行政手続の際に提出が求められていた書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担が軽減(各機関を訪問し、添付書類を入手する金銭的、時間的コストの節約)されることに加え、行政側においてもより正確な本人確認の実現や事務の省力化など行政運営の適正化・効率化につながることが見込まれる。

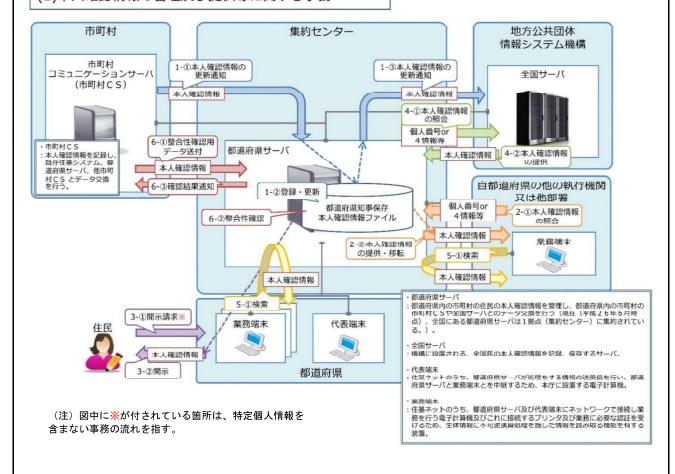
また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	〇住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)
6. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ※
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	_
7. 評価実施機関における	担当部署
①部署	栃木県総合政策部市町村課
②所属長の役職名	次長兼課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1)事務の内容

【全項目評価書】「(別添1)事務の内容」

(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

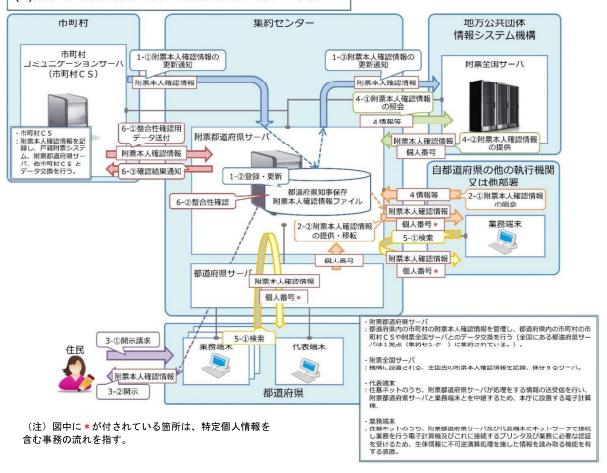


(備考)

- 1. 本人確認情報の更新に関する事務
- 1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-②.都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。 2. 自都道府県の他の執行機関又は他部署への都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転
- 2-①.自都道府県の他の執行機関又は他部署において、住基法の規定に基づき個人番号、4情報又は住民票コードをキーワードとし た本人確認情報の照会を行う。
- 2-②.都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個 人の本人確認情報を提供•移転する。
- ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。
- ※自都道府県の他の執行機関又は他部署に対し、住基ネットに係る本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1) により行う場合)には、自都道府県の他の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連 携(注2)により行う。
- (注1)自都道府県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に 都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。
- (注2)一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。
- 3. 都道府県知事保存本人確認情報の開示に関する事務
- 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 3-②,開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。
- 4. 機構保存本人確認情報の照会に関する事務
- 4-①機構に対し、個人番号、4情報又は住民票コードをキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。
- 5. 本人確認情報の検索に関する事務
- 5-①.基本4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。
- 6.本人確認情報整合
- 6-①.市町村CSから都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②.都道府県サーバは、市町村CSから受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報 ファイル の整合性確認を行う。
- 6-③.都道府県サーバから市町村CSに対し、整合性確認結果を通知する。

(別添1) 事務の内容

(2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(備考)

- 1. 附票本人確認情報の更新に関する事務
- 1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。
- 1-②.附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを 更新する。
- 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する
- 2. 自都道府県の他の執行機関又は他部署への都道府県知事保存附票本人確認情報の提供・移転
- 2-①自都道府県の他の執行機関又は他部署において、住基法の規定に基づき4情報又は住民票コードをキーワードとした附票本 人確認情報の照会を行う。
- 2-②.都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、 当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。

その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・ 移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移 転する場合がある。

- ※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う
- ※自都道府県の他の執行機関又は他部署に対し、住基ネットに係る附票本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式 (注1)により行う場合)には、自都道府県の他の執行機関又は他部署において、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操 作し、媒体連携(注2)により行う。
- (注1)自都道府県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に 附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。 (注2)一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。
- 3. 都道府県知事保存附票本人確認情報の開示に関する事務
- 3-1.住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-②,開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。
- 4. 機構保存附票本人確認情報の照会に関する事務
- 4-①.機構に対し、4情報又は住民票コードをキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。
- 5. 附票本人確認情報の検索に関する事務
- 5-①.基本4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。
- 6.附票本人確認情報整合
- 6-①.市町村CSから附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。
- 6-2. 附票都道府県サーバは、市町村CSから受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人附票確 認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-3.附票都道府県サーバから市町村CSに対し、整合性確認結果を通知する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

2. 基本	情報	
①ファイル	レの種類 ※	く選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル [システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象と	なる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [100万人以上1,000万人未満] 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象と	なる本人の範囲 ※	区域内(栃木県内)の住民(区域内のいずれかの市町村において、住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民を指し、住民基本台帳に記録されていた者で転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む)
	その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに区域 内全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提 供する必要がある。
④記録さ	れる項目	<選択肢> 「10項目以上50項目未満 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [〇]個人番号 []個人番号対応符号 []その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [〇]その他住民票関係情報 *業務関係情報 []国税関係情報 []地方税関係情報 []健康・医療関係情報 []医療保険関係情報 []児童福祉・子育で関係情報 []障害者福祉関係情報 []生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 []雇用・労働関係情報 []年金関係情報 []学校・教育関係情報 []炎害関係情報 []その他 ()
	その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 → 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報 を記録する必要がある。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成27年6月1日
⑥事務担	当部署	総合政策部市町村課

3. 特定個	人情報の入手・	使用	
		[]本人又は本人の代理人	
		[]評価実施機関内の他部署 ()
①入手元 ※		[]行政機関•独立行政法人等 ()
		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (市町村)
		[]民間事業者 ()
		[]その他 ()
②入手方法		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュ	メモリ
		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム	
		[]情報提供ネットワークシステム	
		[〇] その他 (市町村CSを通して入手する。)
③入手の問	ђ期 •頻度	住民基本台帳の記載事項において、都道府県知事保存本人確認情報に係る変更又は新規作成した都度入手する。(都道府県知事(都道府県サーバ)は都道府県知事保存本人確認情報に係又は新規作成に関する情報を市町村長(市町村CS)から住基ネットを通して自動的に入手する。	る変更
④入手に係る妥当性		住基法第30条の6の規定により、市町村長は住民票の記載、消除等を行ったときは、当該住民 載に係る本人確認情報を市町村長(市町村CS)から都道府県知事(都道府県サーバ)へ通知す しており、入手は妥当である。	
⑤本人への)明示	都道府県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法の6に明示されている。	第30条
⑥使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、都道府県知事保存本人確認情報ファイル に 区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に 理・提供する。	
3	変更の妥当性	_	
	使用部署	総合政策部市町村課	
⑦使用の主	使用者数	<選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未 5)500人以上1000人未満 6)1,000人以上500人未	

⑧使用ブ	5法 ※	①市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。 ②自都道府県の他の執行機関又は他部署からの都道府県知事保存本人確認情報の照会要求を受け(自都道府県の他の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の都道府県知事保存本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→自都道府県の他の執行機関又は他部署)。 ③住民からの開示請求に基づき(住民→都道府県窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。 ④4情報の組合せをキーに機構へ機構保存本人確認情報の照会を行い(都道府県サーバ→全国サーバ)該当する個人の本人確認情報を受領する。(全国サーバ→都道府県サーバ)。 ⑤4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルスは機構保存本人確認情報ファイル内の検索を行う。 ⑥都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
	情報の突合 ※	・都道府県知事本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・自都道府県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて都道府県知事本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 ・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。
	情報の統計分析 ※	住基法第30条の15第1項第4号の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。 また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開		平成27年6月1日

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いの委託
委託0)有無 ※	[委託する] <選択肢> (2) 体
委託	事項1	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務
①委訂	E内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約したことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。
	ひいを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 [特定個人情報ファイルの全体] 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
	その妥当性	都道府県知事保存本人確認情報ファイルが保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委訂	任先における取扱者数	<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 ()
⑤委訂	氏先名の確認方法	栃木県情報公開条例に基づく開示請求
⑥委 言	£先名	地方公共団体情報システム機構(機構)
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により委託者の承諾を得ることとしている。
	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない (直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。

委託	事項2	住基ネットの運用保守に関する業務
①委訂	七内容	県で設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について、運用保守業務を委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・ 削除等を行わない。)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [100万人以上1,000万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
	その妥当性	住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、本県が設置する庁内ファイアウォール、代表端末、 業務端末等の機器について運用保守を委託する。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、 委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委言		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ []紙 [O]その他 (運用保守上必要がある場合は職員立会の上、代表端末又は業務端末によ)
⑤委詞	も先名の確認方法	栃木県情報公開条例に基づく開示請求
⑥委 言	モ先名	富士通Japan株式会社 栃木公共ビジネス部
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により委託者の承諾を得ることとしている。
託		本県が設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末等の機器に関する運用保守なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、 再委託先においても、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
担供おきの大無	[O] 提供を行っている (3) 件 [O] 移転を行っている (1) 件
提供・移転の有無	[]行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	都道府県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
。 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少徒快 刀法	[] フラッシュメモリ []紙
	[O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム
⑦時期·頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供先2	栃木県の他の執行機関(教育委員会など)
提供先2 ①法令上の根拠	栃木県の他の執行機関(教育委員会など) 住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例(以下「住基条例」という。)第3条 (本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)
	 住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例(以下「住基条例」という。)第3条
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例(以下「住基条例」という。)第3条 (本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務) 住基法別表第6及び住基条例に掲げる、栃木県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処
①法令上の根拠 ②提供先における用途	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例(以下「住基条例」という。)第3条 (本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務) 住基法別表第6及び住基条例に掲げる、栃木県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づ
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例(以下「住基条例」という。)第3条 (本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務) 住基法別表第6及び住基条例に掲げる、栃木県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例(以下「住基条例」という。)第3条 (本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務) 住基法別表第6及び住基条例に掲げる、栃木県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例(以下「住基条例」という。)第3条 (本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務) 住基法別表第6及び住基条例に掲げる、栃木県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例(以下「住基条例」という。)第3条(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務) 住基法別表第6及び住基条例に掲げる、栃木県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 【選択肢】 1)1万人未満 2)1万人よ満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例(以下「住基条例」という。)第3条(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務) 住基法別表第6及び住基条例に掲げる、栃木県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 専用線 [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先3	住基法上の住民	
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)	
②提供先における用途	都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されている自己の本人確認情報を確認する。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる 本人の数	100万人以上1,000万人未満	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [O]紙 []その他 ()	
⑦時期・頻度	開示請求があった都度、随時	

移転先1		栃木県の他部署(各県税事務所など)	
①法令上の根拠		住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基条例第2条(本人確認情報を利用する事務)	
②移転先におけ	る用途	住基法別表第5及び住基条例に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	
③移転する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づ 〈経過措置である。	
④移転する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報 本人の範囲	の対象となる	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
		[] 庁内連携システム [] 専用線	
⑥移転方法		[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		[〇]フラッシュメモリ [〇]紙	
		[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期•頻度		栃木県の他部署からの検索要求があった都度、随時	
6. 特定個人情	骨報の保管・	肖去	
①保管場所 ※		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。・県においては代表端末及び記録媒体を、施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に保管し、業務端末を設置した執務室は職員が退庁する際は施錠する。	
②保管期間	期間	<選択肢>	
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第 30条の6に定める期間(150年間)保管する。	
③消去方法		都道府県サーバにおいて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータを自動判別し 日次バッチ処理で消去する。	
7. 備考	7. 備考		

1. 特定個人情報ファイル名

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

2. 基本	2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※		く選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル [システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象と	なる本人の範囲 ※	区域内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者を指し、住民基本台帳に記録されていた者で転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
	その必要性	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。
4記録さ	れる項目	<選択肢> [10項目以上50項目未満
	主な記録項目 ※	・識別情報 [〇] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報
	その妥当性	・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) → 法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 → 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び 効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法 律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内 の政令で定める日。
⑥事務担	当部署	総合政策部市町村課

3. 特定個人情報の入手・使用			
		[]本人又は本人の代理人	
		[]評価実施機関内の他部署 ()
		[] 行政機関·独立行政法人等 ()
①入手元 💥	*	[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (市町村)
		[]民間事業者 ()
		[〇] その他 (都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番 号を抽出する場合がある))
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメ	モリ
@1 * + + +		[]電子メール [〇] 専用線 [] 庁内連携システム	
②入手方法		[]情報提供ネットワークシステム	
		[]その他 ()
③入手の時	期·頻度	戸籍の附票において、都道府県知事保存附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発た都度入手する。(都道府県知事(附票都道府県サーバ)は都道府県知事保存附票本人確認情る変更又は新規作成に関する情報を市町村長(市町村CS)から住基ネットを通して自動的に入事る。) ※番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものによれればあった場合。(周上来日本名の初度地出去る場合がある。)	報に係 手す
		求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。	
		法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外車に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村て入手し、機構に通知する必要がある。 また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いるこ入手に係るリスクを軽減している。	すを通じ
④入手に係る	る妥当性	※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票:に限る。)を利用し、同法第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提ことができるとされている。	
		※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用 限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置かれており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害 度も発生していない。	が講じら
⑤本人への	明示	都道府県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基 30条の41に明示されている。	基法第
	514.	※都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第3044の6第3項に明示されている。	0条の
⑥使用目的 ※		都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものは求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務いて提供する場合がある。	に関し
変更の妥当性			
	使用部署	総合政策部市町村課	
⑦使用の主	· · ·	<選択肢> [10人未満] 10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未減 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	——— 満
	使用部署 ※	〈選択肢〉 1) 10人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満	滞

⑧使用方法 ※		・自都道府県の他の執行機関又は他部署からの都道府県知事保存附票本人確認情報の照会要求を受け(自都道府県の他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票都道府県サーバ→自都道府県の他の執行機関又は他部署)。
		※その際、番号法で認められた場合に限り、都道府県知事保存附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。
	情報の突合 ※	· 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。
	情報の統計分析 ※	該当なし。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日		「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び 効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法 律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の 政令で定める日。

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> (2) 委託しない (2) 件	
委託	事項1	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	
①委託内容		全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約したことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	
	いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢>	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
	その妥当性	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルが保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	
③委託	E先における取扱者数	<選択肢>	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		栃木県情報公開条例に基づく開示請求	
⑥委託先名		地方公共団体情報システム機構(機構)	
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により委託者の承諾を得ることとしている。	
	⑨再委託事項	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	

委託事項2		住基ネットの運用保守に関する業務
①委託内容		県で設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について、運用保守業務を委託する。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲 覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [100万人以上1,000万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
	その妥当性	住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、本県が設置する庁内ファイアウォール、代表端末、 業務端末等の機器について運用保守を委託する。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委言		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ []紙 [O]その他 (運用保守上必要がある場合は職員立会の上、代表端末又は業務端末によ)
⑤委詰	モ先名の確認方法	栃木県情報公開条例に基づく開示請求
⑥委託先名		富士通Japan株式会社 栃木公共ビジネス部
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により委託者の承諾を得ることとしている。
āτ	⑨再委託事項	本県が設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末等の機器に関する運用保守なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、再委託先においても、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。

5. 特定個人情報の提供・	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (1) 件 [O] 移転を行っている (1) 件	
提供・移転の有無	[] 行っていない	
提供先1	栃木県の他の執行機関(教育委員会など)	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) 住基条例第3条(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)	
②提供先における用途	住基法別表第6及び住基条例に掲げる、栃木県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥提供方法	 []情報提供ネットワークシステム []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○]紙 [○]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) 	
⑦時期·頻度	栃木県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。	

移転先1	栃木県の他部署(各県税事務所など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) 住基条例第2条(本人確認情報を利用する事務)
②移転先における用途	住基法別表第5及び住基条例に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報 の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他部署からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] フラッシュメモリ [O] 紙 [O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	栃木県の他部署からの検索要求があった都度、随時。

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。・県においては代表端末及び記録媒体を、施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に保管し、業務端末を設置した執務室は職員が退庁する際は施錠する。
②保管期間	期間	<選択肢>
	その妥当性	附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。
③消去方法		一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。
7. 備考	7. 備考	

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名 、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧氏 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番
- (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル
- ア 附票本人確認情報
- 1. 住民票コード、2. 氏名 漢字、3. 氏名 外字数、4. 氏名 ふりがな、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所 市町村コード、8. 住所 漢字、9. 住所 外字数、10. 最終住所 漢字、11. 最終住所 外字数、12. 異動年月日、13. 旧住民票コード、14. 附票管理市町村コード、15. 附票本人確認情報状態区分、16. 外字フラグ、17. 外字パターン、18. 通知区分イ その他
- 1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの 求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合 がある。)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて、本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際の住基法第30条の6第1項に基づく通知に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられる。そのため、市町村の住基法所管課職員を対象とした説明会・研修会等において、法令に基づき厳格かつ適切な本人確認・審査を行うよう周知している。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	都道府県は、法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることが、システム上で担保されている。(都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて、本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの住基法第30条の6第1項に基づく通知に限定される。)	
その他の措置の内容	_	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの住基 法第30条の6第1項に基づく通知に限定される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人作	青報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置 の内容	本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際の住基法第30条の6第1項に基づく通知に限定され、制度上、対象者の本人確認は市町村に委ねられる。市町村では住民基本台帳に関する届出を受ける際は、住基法第27条の規定に基づき、窓口において対面で届出の任に当たっている者の身分証明書の提示を受け、本人確認を行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	制度上、個人番号は市町村長により指定され住民基本台帳に記録されること、また、申請時における本人確認は市町村が行うことから、個人番号の真正性の確認は市町村側において法令の規定に基づき実施する。(都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて個人番号の入手手段は、市町村CSからの住基法第30条の6第1項に基づく通知に限定される。)	
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	・市町村では本人確認情報の入力・削除・訂正を行う場合には、情報の入力・削除・訂正を行った者以外の者が内容の確認を行う等により情報の正確性を確保する。 ・都道府県は、区域内の市町村の住民基本台帳に誤記、記載漏れ等があることを把握したときは、遅滞なく、その旨を当該住民基本台帳を備える市町村に通報する。 ・都道府県サーバにおいて本人確認情報ファイルを更新する際は、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に、当該処理をエラーとする等のチェックをシステム上で行うほか、市町村が設置する既存住基システムと住基ネット(市町村CS、都道府県サーバ、全国サーバ)に登録されている本人確認情報が整合しているかどうかを整合性確認処理により確認する。	
その他の措置の内容	_	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際の住基法第30条の6第1項に基づく通知に限定されており、市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとデータ交換を行う。	
	データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。 (選択肢>	
リスクへの対策は十分か	[十分である] \斑ハロメン 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
2 柱ウ畑 棒起の井田		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 日的を超えた紐付	け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置 の内容	・ 宛名システムと都道府県サーバとの接続は行わない。	
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。 都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。 なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られ るよう、システムにより制限する。 (1)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転 出者に係る個人番号を連携する場合。 (2)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は 他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番 号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元耶	競員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	都道府県知事保存本人確認情報ファイルへのアクセスは代表端末又は業務端末から行う。両端末の使用に当たっては以下のとおりユーザー認証を行う。 ・システム管理者(市町村課長。以下、同じ)はシステム操作者(市町村課職員及び住基法別表第5及び別表第6に定める事務の所管課(住基ネット利用課。以下同じ。)の職員のうちシステム管理者が認めた者。以下、同じ)に識別のための照合IDを付与する。 ・システム操作者は照合情報認証(静脈による生体認証)又は操作者照合暗証番号による操作者認証※を行う。 ・なりすましによる不正を防止するため、照合IDの共用を禁止する。 ※システム管理者が、照合情報認証に適さない身体状況などやむを得ない事情があると認めた場合又	
	は操作者の管理を行う上で必要と認めた場合に限る。	

マクトス 佐阳 の 登祉		Г	行っている	1			<選択肢>			
アクセス権限の発効・失効の 管理		١ ـ	117000	J			1) 行っている		2) 行っていない	
							()33 In n± (
アクセス権限の管理		[行っている]			<選択肢>		a) /=	
							1) 行っている		2) 行っていない	
	具体的な管理方法	・シス・ に実が ・シス・ 週に1 システ	テム管理者 をされている テム管理者 度又は異常 ·ムが稼働し	ま、ID管 ことを確 ま、シス・ 発生時/ ている間	理簿及 認する テムの こ分析 は保ィ	びシス・ ことによ 操作履り を行い、 字する。〕	り、アクセス権限を管 歴(業務アクセスログ 操作履歴確認記録:)	:機能を使用 管理する。 ・・操作ログ。 簿に結果を	限を付与する。 引して、操作者IDの付与が適切。以下同じ。)の記録を取得し、 記録する。(操作履歴は、現行 食査することができる。	
							では、過せた利用で1 要となった権限を失效		を且することが、ことの。	
特定個	固人情報の使用の記録	[記録を列	浅している	5]	<選択肢> 1)記録を残してい	る	2) 記録を残していない	
			テム操作者	は業務端	端末の(使用に当	たっては業務端末値	使用簿に利	用日時、所属、氏名を記載す	
	具体的な方法	作履歴・シス・	を確認記録簿	奪に結果 は、シス⁻	を記録	する。			は異常発生時に分析を行い、技 なが稼働している間は安全な均	
その他	也の措置の内容							徴候を発見	した場合は、住民基本台帳ネッ	'
		トリー	ク緊急時対	心計画書	計し(征)	つて行男				
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 課題が残されて	_	2) 十分である	
リスク	3: 従業者が事務外で	使用す	るリスク							
リスクに対する措置の内容		作履歴 ・住基 ない本 たって ・シス・	を確認記録祭 ネット利用記 人確認情報 の要件を明 テム管理者	簿に結果 果の長は 最の検索 確にする はシステ	を記録、本人又は描るよう、	はする。 確認情報 出を行 システ∠ ■者に対	服を利用するに当たけないこと及び検索 、操作者に指導する。 し研修を実施し、事 務上必要のない検索	ってのマニ <u>-</u> ・抽出を行う 。	は異常発生時に分析を行い、持ュアルを作成し、業務上必要の は場合は事前に検索・抽出に当禁止等について指導するととも が行われていないことを確認す	i i
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 課題が残されて	_	2) 十分である	
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク										
リスクに対する措置の内容		・複製 複写す する。	した情報を値 ける場合は複	滋気ディス 夏写元の	スクに 備考根	保存した 別に複写		理台帳に記 すしたディス	記録し、当該磁気ディスクを更に クを記録媒体管理台帳に追記 把握する。	
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 課題が残されて		2) 十分である	
性中心	特定個 人 情報の 体田におけるその他のリスク及びそのリスクに対する世署									

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 本人確認情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。
 ・スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
 ・業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
 ・システム操作者は本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取らない。
 ・本人確認情報を出力する場合は、帳票管理簿にその記録を残す。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託] 委託しない 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク ・システム管理者は外部委託に当たってはあらかじめ委託を受けようとする者における情報の保護に関 する管理体制について調査を行う。 ・システム管理者は委託先に栃木県個人情報取扱事務委託基準を遵守させるとともに、必要に応じせ 情報保護管理体制の確認 キュリティ対策の実施状況について調査する。 ・受託者に対し、業務の実施に必要な教育、啓発を業務従事者に行うよう、契約書により義務付けてい る。 く選択肢> 特定個人情報ファイルの閲覧 制限している 1 1)制限している 2) 制限していない 者・更新者の制限 ・委託業務に従事する者には、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限を付 具体的な制限方法 与しない。 操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 く選択肢> 特定個人情報ファイルの取扱 記録を残している 1) 記録を残している 2) 記録を残していない いの記録 ・契約書等に基づき、受託者から実施した業務について報告書の提出を受ける。 ・操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 具体的な方法 ・委託先(再委託先も含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個 人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、システムで自動的に暗号化を行うこととしてお り、システム設計上、特定個人情報にアクセスできない。 く選択肢> 特定個人情報の提供ルール 定めている 1 1) 定めている 2) 定めていない 【内容】 委託先から他者への ・受託者に守秘義務を課す。 <mark>提供に関するルールの</mark>・業務により知り得た個人情報の目的外利用及び第三者への提供を禁ずる。 【確認方法】 内容及びルール遵守 の確認方法 ・委託者は必要に応じて随時、受託者における個人情報の取扱いについて調査することができる。 操作履歴により不正な取扱いがないことを確認する。 【内容】 ①集約センターには都道府県知事保存本人確認情報を専用線(集約ネットワーク)を通して提供する。 委託元と委託先間の ②県が設置する機器の運用保守に関する委託においては、受託者に特定個人情報を提供せず、委託 業務上本人確認情報を確認する必要がある場合は、権限を有する職員が端末を操作し確認させる。 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 【確認方法】 の確認方法 ・契約において委託者は必要に応じて随時、受託者における個人情報の取扱いについて調査すること ができる。 操作履歴により不正な取扱いがないことを確認する。 く選択肢> 特定個人情報の消去ルール [定めている] 1) 定めている 2) 定めていない ・受託者は契約による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は自らが収集・作成した個人情 報が記録された資料を、委託者が別に指示したときを除き、契約完了後、直ちに返還又は委託者の事 ルールの内容及び 前承諾を得て廃棄する。 ルール遵守の確認方 ・受託者が廃棄する場合は、情報が判読できないよう物理的破壊、裁断、溶解し、適切に廃棄した旨の 法 報告書の提出を求める。 ・保管期間(150年間)の過ぎたバックアップについては、システムにて自動判別し消去する。

	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する		「選択肢> □ 定めている	2) 定めていない	
	規定の内容	契約書において以下の項目について規定 ・秘密の保持 ・個人情報の保護 ・従業者の明確化、従業者に対する監督・教 ・再委託の取扱い ・収集の制限 ・適正管理 ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写又は持ち出しの禁止 ・資料等の返還又は廃棄 ・事故発生時における報告 ・実地調査、監督の実施	育		
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	「 +公に行っている 1 1)	選択肢> 特に力を入れて行っている ・十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない	
	具体的な方法	・再委託する業務は、直接本人確認情報に ・委託契約書には、委託元が受託者に対して を再委託先に求める規定を設けている。 ・受託者と再委託先が機密保持に関する契 ・受託者は再委託先に、本件業務に従事する ・必要に応じて職員が現地調査し、適正に選	C求めた個人情報の保護のた 約を締結していることを確認す る者に対して、必要な法規・遵	めに必要な措置と同様の措置 「る。	
その他の措置の内容		-			
リスクへの対策は十分か		【	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

【都道府県サーバ】 再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、委託先である機構からの毎月の報告により、業務が適正に行われているかを確認する。

5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託ヤ	ウ情報提供ネットワー	クシステム	☆を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転か	が行われる	リスク			
特定個人情報の提供・移転 の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	等)をシス ・業務端 名等を記 する。また	ステム上で管理し、現 末を使用し本人確認性 載するとともに、照会	行システム 青報の照会 結果を印 り都道府	ゝが稼働している間は保存 きを行うときは、業務端末使 刷したときは帳票管理簿に	移転記録(提供・移転日時、操作者 する。 東用簿に利用日時、照会者の所属、氏 出力した帳票の種類、枚数等を記載 を記録した電子媒体を作成したときは
特定個人情報の提供・移転 に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・自①必②括・請る低・理る・記・記・記・記・記・記・記・記・記・記・記・記・記・記・記・記・記・記・	府県の執行機関へのの ・ット利用課にお電子以 にて印刷又は電子・トラー は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	提入体削小情索 はまた 記履供すに用利報し、帳に、 記履所 暴操存の課用の該 票開 を歴	する。 申請に基づき代表端末によに提供する。 示請求があった場合は、市当する情報がある場合は本 理簿に、一括取得により電 請求があった場合は、申記 な得し、週に1度又は異常発 、現行システムが稼働して	より実施する。 係に必要な本人確認情報を確認し、 の業務に必要な本人確認情報を一 に町村課職員が業務端末により当該 人確認情報確認書を作成し提供す は子媒体を作成したときは記録媒体管 情書、手続に係る起案書等を保管す を発音では、操作履歴確認
その他の措置の内容	確認する。 その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不適切な方法で提	供・移転が	行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	住民基本の ・市手務で ・市手務履 ・報道の ・都道所	る台帳ネットワークシス)提供を防止する。 28、都道府県サーバ、 情報は提供されない 末、代表端末の利用に で記録を取得し、週 県知事保存本人確認	テムを用 、全国サー ことがシフ こ当たって こ1度又は 情報の開	いることにより、不適切な方 - バ間の通信では相互認証 ステム上担保される。 は、照合情報認証、操作者 と異常発生時に分析を行い	タが暗号化される仕組みが確立した 方法による都道府県知事保存本人確 Eを実施しているため、認証できない 前Dによりアクセス制限を行うほか、 、操作履歴確認記録簿に結果を記録 基法、住民基本台帳事務処理要領 する。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容	 ・システム ・都が当れた ・市手務 ・市手務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	県知事保存本人確認 情報と申請書との突 目手に提供・移転してし CS、都道府県サーバ 情報は提供されない 末のシステム操作者に	された検索 情報の開 合を行う。 とまうリメー ことがいて、 こついて、	素条件に基づき得た結果を 示請求があった場合は、当 ウへの措置】 - バ間の通信では相互認証 ステム上担保される。 照合ID及び操作者IDによる	適切に提供・移転することを担保す 該情報の検索を行った職員と別の職 を実施しているため、認証できない な確認を行うとともに、操作履歴を残 がに対し住基カード、運転免許証等に
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
_					

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[O] 接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容			7.00 IN RL		
リスクへの対策は十分か	[J 1	<選択肢>) 特に力を入れている)) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク2: 安全が保たれないプ	方法によって入手が行われるリスク	,			
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[J 1	く選択肢>)特に力を入れている)課題が残されている	2) 十分である	
リスク3: 入手した特定個人情	情報が不正確であるリスク 				
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[] 1	<選択肢>) 特に力を入れている)) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク4: 入手の際に特定個。	人情報が漏えい・紛失するリスク				
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[] 1	く選択肢>)特に力を入れている)課題が残されている	2) 十分である	
リスク5: 不正な提供が行われ	れるリスク				
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[J 1	く選択肢>)特に力を入れている け)課題が残されている	2) 十分である	
リスク6: 不適切な方法で提供	共されるリスク				
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[] 1	<選択肢>) 特に力を入れている)) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[J 1	<選択肢>) 特に力を入れている)) 課題が残されている	2) 十分である	
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及び	びそのリス	スクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク					
①NISC政府機関統一基	本群 「 政府機関ではない				
②安全管理体制	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない				
③安全管理規程	[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備しているい				
④安全管理体制・規程の 員への周知					
⑤物理的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
具体的な対策の「	・都道府県サーバの集約センターにおいては、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・代表端末及び記録媒体の保管場所は、生体認証等による入退室管理を行い、あらかじめ利用登録した者又は利用登録者と同伴し、入退室管理簿に所属・氏名を記録した者のみが入室できる。 ・業務端末は執務室の奥に設置し、ディスプレイに表示される本人確認情報が来庁者から見えない位置に設置する。また、ワイヤーロックにより所定の場所から移動できないようにするとともに、業務端末を設置した執務室は職員が退庁する際は施錠する。 ・磁気ディスクを廃棄するときは、記録された情報が読み出せないよう物理的破壊又は専用ソフトによるデータ消去を行う。				
⑥技術的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
具体的な対策の	・OSのセキュリティホールに対するセキュリティ更新プログラム、住基ネット業務アプリケーションの修正 プログラム及びウイルス対策ソフトのパターンファイルを、配信された都度更新する。 セキュリティ更新プログラム等は機構においてシステム開発環境におけるテストの実施、擬似的な本番 環境での動作確認、団体と同様の環境での動作確認を経て、適用して問題がないことの確認を十分に				
⑦バックアップ	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
⑧事故発生時手順の策 周知	定・ [十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
⑨過去3年以内に、評価機関において、個人情報する重大事故が発生した	て関し、発生あり、」 1) 発生あり 2) 発生なし				
その内容	森林簿に係る個人情報(森林所有者の氏名及び住所1,786人分)を誤って県ホームページ(オープンデータ・ベリーとちぎ)に掲載し、令和3年12月6日(掲載日)から令和4年7月20日(覚知日)まで不特定多数の者が閲覧可能な状態となっていた。 事実判明後、速やかに当該データの公開を停止し、ホームページ上で利用者に対してダウンロードしたデータの削除を呼びかけるとともに、対象となる森林所有者に対して謝罪を行った。				
再発防止策の内!	・ホームページ公開用のデータ作成時の個人情報削除漏れが一因であることから、個人情報削除の方法を見直した。 ・チェックシートを用いて、個人情報が確実に削除されていることを複数人で確認することとした。				
⑩死者の個人番号	[保管している] <選択肢> 2) 保管していない				
具体的な保管方法	生左する個人の個人番号とともに、死亡による消除後も仕其法施行会第30条の6に定める期間(150年				
その他の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク							
リスクに対する措置の内容		市町村において住民基本台帳に関する届出等により本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して都道府県サーバ内の都道府県知事保存本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。また、市町村CSとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。					
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリスク					
消去	手順	[定めている] <選択肢> 2)定めていない 1)定めている 2)定めていない					
	手順の内容	・修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は住基法施行令第30条の6に定める保存期間を経過した後にシステム的に消去する。 ・磁気ディスク(代表端末及び業務端末の内蔵磁気ディスクを含む)の廃棄時は、専用ソフトを使用したデータ消去又は物理的破壊など情報を復元できないよう措置し、記録媒体管理台帳にその記録を残す。また、廃棄を外部委託する際は委託業者廃棄証明書を提出させる。 ・帳票は、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、帳票の記載内容が判読できないよう、裁断・溶解等により処理を行い、帳票管理簿等にその記録を残す。					
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

1. 特定個人情報ファイル名

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容

都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおいて、附票本人確認情報の入手手段は、市町村CS からの附票本人確認情報更新要求の際の住基法第30条の41第1項に基づく通知に限定される。この場 合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象 者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられる。

そのため、市町村の住基法所管課職員を対象とした説明会・研修会等において、法令に基づき厳格かつ 適切な本人確認・審査を行うよう周知している。

また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保されている。

必要な情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内

都道府県は、法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることが、システ ム上で担保されている。(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおいて、附票本人確認情報の 入手手段は、市町村CSからの住基法第30条の41第1項に基づく通知に限定される。)

また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保されている。

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か

十分である

1

1

- 2) 十分である
- 特に力を入れている 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク

Γ

Γ

リスクに対する措置の内容

都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける附票本人確認情報の入手手段は、市町村CSか らの住基法第30条の41第1項に基づく通知に限定される。

また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機 関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保されている。

リスクへの対策は十分か

十分である

- く選択肢と
- 2) 十分である
- 1) 特に力を入れている3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置 の内容

附票本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際の住基法第30条 の41第1項に基づく通知に限定され、制度上、対象者の本人確認は市町村に委ねられる。市町村では住 民基本台帳に関する届出を受ける際は、住基法第27条の規定に基づき、窓口において対面で届出の任 に当たっている者の身分証明書の提示を受け、本人確認を行う。

個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。

個人番号の真正性確認の措 置の内容

制度上、個人番号は市町村長により指定され住民基本台帳に記録されること、また、申請時における本 人確認は市町村が行うことから、個人番号の真正性の確認は市町村側において法令の規定に基づき実 施する。(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおいて個人番号の入手手段は、市町村CSか らの住基法第30条の41第1項に基づく通知に限定される。)

また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。

特定個人情報の正確性確保 の措置の内容

・市町村では附票本人確認情報の入力・削除・訂正を行う場合には、情報の入力・削除・訂正を行った者 以外の者が内容の確認を行う等により情報の正確性を確保する。

・都道府県は、区域内の市町村の住民基本台帳に誤記、記載漏れ等があることを把握したときは、遅滞 なく、その旨を当該住民基本台帳を備える市町村に通報する。

・附票都道府県サーバにおいて附票本人確認情報ファイルを更新する際は、既に消除されている者に対 して、消除を要求する通知があった場合に、当該処理をエラーとする等のチェックをシステム上で行うほ か、市町村が設置する既存住基システムと住基ネット(市町村CS、附票都道府県サーバ、附票全国 サーバ)に登録されている附票本人確認情報が整合しているかどうかを整合性確認処理により確認す る。

・個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確 保されている。

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か

Γ

十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

1

リスク	4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク I							
リスク	に対する措置の内容	・附票本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際の住基法第30条の41第1項に基づく通知に限定されており、市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。							
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
特定個	固人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
_									
3. 特	定個人情報の使用								
		ナ、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク							
宛名シの内容	ノステム等における措置 !	宛名システムと附票都道府県サーバとの接続は行わない。							
	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。 附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。 なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1) 附票都道府県サーバ→都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)。 (2) 都道府県サーバ→附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外観出者に係る個人番号を連携する場合。								
その他	也の措置の内容								
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク	2: 権限のない者(元職	貴、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
ユーサ	が認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない							
	具体的な管理方法	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルへのアクセスは代表端末又は業務端末から行う。両端末の使用に当たっては以下のとおりユーザー認証を行う。 ・システム管理者はシステム操作者に識別のための照合IDを付与する。 ・システム操作者は照合情報認証(静脈による生体認証)又は操作者照合暗証番号による操作者認証※を行う。 ・なりすましによる不正を防止するため、照合IDの共用を禁止する。 ※システム管理者が、照合情報認証に適さない身体状況などやむを得ない事情があると認めた場合又は操作者の管理を行う上で必要と認めた場合に限る。							

755	ス 佐阳 の 祭計	[行っている	1		<選択肢>	
管理	ス権限の発効・失効の	[1]2C(%	1		1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	・システム管理者はに実施されているこ・システム管理者は ・システム管理者は 作履歴確認記録簿 ・システム管理者は	、ID管理簿及で とを確認するこ 、システムの掲 に結果を記録で 、照合ID及び	びシステ ことにより 発作履歴 ける。(操 操作者IC	リ、アクセス権限を管理する。	引して、操作者IDの付与が適切 は異常発生時に分析を行い、操 稼働している間は保存する。)
アクセ	ス権限の管理	[行っている]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	・システム管理者は	、不正アクセス	を分析す	付与されるよう管理する。 するために、附票都道府県サ・ ーションの操作履歴の記録をB	ーバの検索サブシステムから、 取得し、保存する。
特定個	固人情報の使用の記録	[記録を残	している		<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	・システム管理者は作履歴確認記録簿	、システムの損 に結果を記録で	操作履歴 する。	の記録を取得し、週に1度又に	用日時、所属、氏名を記載する。 は異常発生時に分析を行い、操 ている間は安全な場所に施錠保
その他	也の措置の内容	・システム管理者はワーク緊急時対応				した場合は、住民基本台帳ネット
リスク	への対策は十分か	[十分で	である	J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 従業者が事務外で(吏用するリスク				
リスク	に対する措置の内容	作履歴確認記録簿 ・住基ネット利用課(い附票本人確認情) 当たっての要件を明 ・システム管理者は	に結果を記録す の長は、本人破 報の検索又は 月確にするよう、 システム操作者	する。 E認情報 抽出を行 システュ 者に対し	を利用するに当たってのマニ わないこと及び検索・抽出を・ ム操作者に指導する。 研修を実施し、事務外利用の	は異常発生時に分析を行い、操ュアルを作成し、業務上必要のな行う場合は事前に検索・抽出に禁止等について指導するとともが行われていないことを確認す
リスク	への対策は十分か	[十分で	 である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	4: 特定個人情報ファイ	ルが不正に複製され	1るリスク			
リスク	に対する措置の内容	・複製した情報を磁 複写する場合は複り する。	気ディスクに保 写元の備考欄(存したと こ複写し リ 不正 な	た旨を記載し、複写したディス ファイル複製の有無について	記録し、当該磁気ディスクを更に クを記録媒体管理台帳に追記 把握する。
リスク	への対策は十分か	[十分で	である	J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定值	固人情報の使用における	その他のリスク及び	そのリスクに対	する措	置	

- 附票本人確認情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。
 ・スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり附票本人確認情報を表示させない。
 ・業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
 ・システム操作者は附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取らない。
 ・附票本人確認情報を出力する場合は、帳票管理簿にその記録を残す。

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託 委託 委託	たによる特定個人情報の	ア正入手・不正な使用に関す ア正な提供に関するリスク 保管・消去に関するリスク 日等のリスク	るリスク				
情報仍	呆護管理体制の確認	する管理体制について調査を・システム管理者は委託先にキュリティ対策の実施状況に	行う。 栃木県個人 ついて調査	情報取扱事務委託基準 する。	けようとする者における情報の保護に関 準を遵守させるとともに、必要に応じセ に行うよう、契約書により義務付けてい		
	国人情報ファイルの閲覧 新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない		
	具体的な制限方法	・委託業務に従事する者には を付与しない。 ・操作履歴を確認し、不正な例			忍情報ファイルに直接アクセスする権限		
特定値いの記	国人情報ファイルの取扱 録	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない		
	具体的な方法		使用がないる は、災害等∫ ゚することが?	ことを確認する。 におけるデータの損失等 想定されるが、システム	の提出を受ける。 等に対する対策のため、日次で特定個 なで自動的に暗号化を行うこととしてお		
特定個	固人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	【内容】 ・受託者に守秘義務を課す。 ・業務により知り得た個人情幸 【確認方法】 ・委託者は必要に応じて随時・操作履歴により不正な取扱し	、受託者に	おける個人情報の取扱	是供を禁ずる。		
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	する特定個人情報ファイルは 人情報にアクセスしないシスラ ②県が設置する機器の運用の 業務上附票本人確認情報をある。 【確認方法】	暗号化され テム設計とが 呆守に関す 確認する必 に応じて随	でいるため、委託先(再なる。 る委託においては、受証要がある場合は、権限を 時、受託者における個点	て、委託先(再委託先を含む。)に送付 「「委託先を含む。)がファイル内の特定値 託者に特定個人情報を提供せず、委託 を有する職員が端末を操作し確認させ 人情報の取扱いについて調査すること		
特定個	国人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	報が記録された資料を、委託 前承諾を得て廃棄する。	者が別に指情報が判読	示したときを除き、契約できないよう物理的破りできないよう物理的破り	され、又は自らが収集・作成した個人情 内完了後、直ちに返還又は委託者の事 壊、裁断、溶解し、適切に廃棄した旨の 判別し消去する。		

	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	報の保護 の明確化、従業者に の取扱い 制限	対する監督		
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ ³ 3) 十分に行っていない	ている 2) 十分に行っている 4) 再委託していない
	具体的な方法	・委託契 を再委語 ・受託者	約書には、委託元が 任先に求める規定を記 と再委託先が機密保 は再委託先に、本件	受託者に 受けている。 持に関す。 業務に従	。 る契約を締結していることを	護のために必要な措置と同様の措置 確認する。 法規・遵守事項の教育を実施させる。
その作	也の措置の内容	_				
	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、委託先である機構からの毎月の報告により、業務が適正に行われているかを確認する。

5. 特定個人情報の提供・移り	妘 (委託·	や情報提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が	が行われる	るリスク			
特定個人情報の提供・移転 の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	者等)を ・業務端 名等を言 する。ま	システム上で管理し、 末を使用し本人確認情 記載するとともに、照会	現行システ 情報の照会 結果を印り り都道府!	・ムが稼働している間は保存 まを行うときは、業務端末使 削したときは帳票管理簿によ	提供・移転記録(提供・移転日時、損 存する。 用簿に利用日時、照会者の所属、 出力した帳票の種類、枚数等を記 情報を記録した電子媒体を作成し <i>f</i>
特定個人情報の提供・移転に 関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・自市括道成産附管のス・は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	原保の執行機関への 対課職員が住基ネット利 得し、電子媒体で住基ネット に保る附票本人確認情 はする。 が法】 く人確認情報を印刷した 会機にそれぞれ記録す と管理者は操作履歴の	提供・移転 別用課の用 はない はない はない はない はない はない はない はない はない はない	課に提供する。 の開示請求があった場合は し、該当する情報がある場合 票管理簿に、一括取得によ 開示請求があった場合は、	り実施する。 り業務に必要な附票本人確認情報 、市町村課職員が業務端末により 合は附票本人確認情報確認書を作 り電子媒体を作成したときは記録 申請書、手続に係る起案書等を係
この他の世界の中容	・システ 認する。		て住基ネ	ット利用課に対し内部監査	を行い本人確認情報の管理状況を
その他の措置の内容				ᄼᇶᄱᆎᄾ	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不適切な方法で提供	供・移転が	が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	住人・市手務歴でも、本学院のでは、1000円のでは、100	本台帳ネットワークシス 情報の提供を防止する CS、都道府県サーバ へ情報は提供されない 請末、代表端末の利用に の記録を取得し、週に1	テムを用い、 、全国サー ことがシス こ当たって 度又は 確認情報	いることにより、不適切な方 -バ間の通信では相互認証 テム上担保される。 は、照合情報認証、操作者 常発生時に分析を行い、複	が暗号化される仕組みが確立した 法による都道府県知事保存附票を を実施しているため、認証できない IDによりアクセス制限を行うほか、 操作履歴確認記録簿に結果を記録 、、住基法、住民基本台帳事務処理 系を処理する。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 誤った情報を提供・	移転して	しまうリスク、誤った相	手に提供・	移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・ える・ ・ ・ る。 が 間誤っ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	F県知事保存附票本人が当該情報と申請書と が当該情報と申請書と 相手に提供・移転してい でS、都道府県サーバ へ情報は提供されない 「末のシステム操作者に	された検見をれた検見を記しまうリスクションを国力を行った。ことがいて、	を条件に基づき得た結果を認用 の開示請求があった場合は すう。 つの措置】 -パ間の通信では相互認証 テム上担保される。 照合ID及び操作者IDによる	適切に提供・移転することを担保する。 、当該情報の検索を行った職員と を実施しているため、認証できない が確認を行うとともに、操作履歴を列 求者に対し住基カード、運転免許
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(含 る措置	委託や情	報提供ネットワークシス	ステムを通	じた提供を除く。)におけるそ	その他のリスク及びそのリスクに対
-					

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[O] 接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない7	方法によって入手が行われるリスク	7		
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われ	れるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供	共されるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供	してしま	うリスク	
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及	びその!	リスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去												
リスク	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク											
①NIS	C政府機関統一基準群	[政府機[関ではない		[]] 1)	選択肢> 特に力を 十分に遵	入れて遵う 望守していな	守している こい	2) 4)	十分に遵守して 政府機関ではな	いるい
②安全	全管理体制	[十分に整	を備している		¹ 1)		入れて整備			十分に整備して	
③安全	全管理規程	[十分に割	を備している		」 1) 3)	十分に整	入れて整備 備している	備している にい	2)	十分に整備して	いる
4安全員への	全管理体制・規程の職 ・周知	[十分に居	目知している		」 1) 3)	十分に居	入れて周知		2)	十分に周知して	いる
⑤物理	里的対策	[十分に行	っている]	1)		入れて行っ っていない		2)	十分に行ってい	る
	具体的な対策の内容	を特表は大きれる。	し、管理する 端末及び記録 は利用登録者 端末は執務 置する。また、 執務室は職	。。 禄媒体の保 を同伴し、入 室の奥に設置 ワイヤーロッ 員が退庁する 棄するときは	管場所は し退室管 置し、ディ ックにより る際は が	t、生体 理スプリン を は を は た は た た た た た た た た た た た た た た	本認証等は に所属・氏 いに表示 の場所 る。 情報が読	こよる入退! 名を記録し される本り ら移動でき	室管理を行 た者のみ し確認情報 ないように	うい、∂ が入り 最が来 こする∂	设置場所への入 あらかじめ利用! をできる。 庁者から見えな とともに、業務端 ととは専用ソフト	登録したい位置にまた設
⑥技術	前的対策	[十分に行	っている]	1)		入れて行っ っていない		2)	十分に行ってい	·る
	具体的な対策の内容	プログ セ境 で で な が 、 従 い た 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	ラム及びウィスリティ更新にの動作確認 上で配付され、万一更新し障害による景都道府県サー	イルス対策ソ プログラム等 、団体と同様 れる。 たことによる ジ響を最小限	バストのバ は機構 まの環境 な障害が ほにする	ペターン におい での! 発生し ために	レファイルで いてシステ 動作確認で た際には 対応する	を、配信され ム開発環境 を経て、適原 、住民基本 。	れた都度 見 意における 用して問題 な台帳 ネッ	更新す テスト がない トワー	アプリケーション(る。 の実施、擬似的 いことの確認を- ク緊急時対応言 オールを導入し	な本番 十分に 十画書に
7/10	クアップ	[十分に行	っている]	1) 3)	十分に行	入れて行っ っていない	ている	2)	十分に行ってい	る
⑧事品 周知	女発生時手順の策定・	[十分に行	っている]	1)	選択肢> 特に力を 十分に行	入れて行っ っていなし	ている	2)	十分に行ってい	る
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生あり]			選択肢> 発生あり		2	!) 発生	 となし	
	その内容	タ・ベリ の者か 事実半	ノーとちぎ)に 「閲覧可能な	掲載し、令利 状態となって かに当該デ-	13年12 ていた。 一タの公	月6日	(掲載日)	から令和4 ームページ	年7月20 上で利用	日(覚:者に対	ムページ(オーラ 知日)まで不特; 対してダウンロー こ。	定多数
	再発防止策の内容	法を見	直した。			催実に	削除されて				ら、個人情報削限することとした。	余の方
10死者	番の個人番号	[保管して	こいない]		選択肢> 保管して	いる	2) 保管	管していない	
	具体的な保管方法	_										
その他	也の措置の内容	_										
リスクへの対策は十分か		[十分で	である]	1)	選択肢> 特に力を 理題が強	入れている	5 2	!) 十分	子である	

リスク2: 特定個人情報が古	い情報のまま保管され続けるリスク				
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、自都道府県の他の執行機関又は他 部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できな かった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリスク				
消去手順	[定めている] <選択肢> 2)定めていない				
手順の内容	・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。・磁気ディスク(代表端末及び業務端末の内蔵磁気ディスクを含む)の廃棄時は、専用ソフトを使用したデータ消去又は物理的破壊など情報を復元できないよう措置し、記録媒体管理台帳にその記録を残す。また、廃棄を外部委託する際は委託業者廃棄証明書を提出させる。・帳票は、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、帳票の記載内容が判読できないよう、裁断・溶解等により処理を行い、帳票管理簿等にその記録を残す。				
その他の措置の内容	その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
_					

Ⅳ その他のリスク対策※

TA	ての他のうへ	//i 來 <mark>※</mark>					
1. 監	查						
①自记	己点検 	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
	具体的なチェック方法	 情報セキュリティポリシーに基づき、年1回、情報セキュリティ対策自己点検を実施する。 個人情報等の取扱いに関する規程に基づき、年1回、個人情報等の適正な取扱いに関する自己点検を実施する。 評価書の記載内容について、職員が運用状況を確認し、点検結果を踏まえ運用の問題点を改善する。 					
②監3	<u>·</u>	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
	具体的な内容	自己点検の結果に基づき、評価書について以下の観点により内部監査を実施。 - 評価書記載事項と運用実態のチェック - 個人情報保護に関する規定、体制整備 - 個人情報保護に関する人的安全管理措置 - 職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 - 個人情報保護に関する技術的安全管理措置 監査結果を踏まえ、体制や規定を改善する。					
2. 彼	業者に対する教育・福	多発					
従業者	者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
	具体的な方法	く住民基本台帳ネットワークシステム関係> ・システム操作者に対して、年に1回、住基ネットの利用について必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識の高揚に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 <情報セキュリティ・個人情報関係(全体)> ・新規採用時に情報セキュリティに関する研修を実施している。 ・特定個人情報の適正な取扱いに関する年間の研修計画を策定し、事務取扱担当者、保護責任者等を対象とした研修を実施している(講義形式、演習形式、eラーニング等)。 ・未受講者に対しては、別途研修を企画し、受講の機会を確保している。					

3. その他のリスク対策

<特定個人情報の取扱いについての検証・見直し>

- ・自己点検・監査の結果を基に、特定個人情報を取り扱う上で適切なリスク対策が講じられているか検証する。
- ●検証の結果、状況の変化等により評価書の内容や特定個人情報の取扱いについて変更する必要がある場合には、特定個人情報保護評価の再実施又は評価書の修正を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて見直しを行い、取扱事務の運用に反映させる。

<特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応(全体)>

- •インシデント対応所属が、流出した情報の回収、情報の流出経路の特定、原因究明及び原因への対応等を行う。
- ■行政改革ICT推進課が、個人情報保護委員会への報告を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 犋	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
①請>	①請求先						
②請3	求方法	来庁又は郵送による請求					
	特記事項	_					
③手数	数料等	【手数料額】 (選択肢> 1) 有料 2) 無料 【手数料額】 (保有個人情報を出力した用紙1枚(面)につき10円 (手数料額、納付方法: (※郵送により交付を受ける場合は、上記費用と併せて郵送料) 【納付方法】 窓口での現金納付又は郵送による現金納付					
4個,	人情報ファイル簿の公表	【 行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	個人情報ファイル名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報					
	公表場所	〒320-8501栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館2階 栃木県民プラザ					
⑤法*	令による特別の手続	_					
⑥個人情報ファイル簿への不 記載等		_					
2. 特	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
①連絡先		栃木県総合政策部市町村課管理担当 (028-623-2113)					
②対/	芯方法	問合せの内容について受付票を作成し、対応について記録する。					

Ⅵ 評価実施手続

Ⅵ 評価実施手続	
1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年1月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取
①方法	栃木県パブリック・コメント制度実施要綱に基づき実施
②実施日・期間	令和5(2023)年9月15日(金)~令和5(2023)年10月16日(月)
③期間を短縮する特段の理 由	_
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	_
3. 第三者点検	
①実施日	令和5(2023)年10月20日 諮問 令和5(2023)年10月27日(第67回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 令和5(2023)年11月14日(個別点検) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 令和5(2023)年12月22日(第69回審査会) 審議 令和6(2024)年1月12日 答申
②方法	栃木県行政不服審査会において第三者点検を実施 第三者点検は栃木県行政不服審査会委員に臨時委員(情報セキュリティ精通者)を加えて実施
③結果	第三者点検の結果、「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、重要な変更に該当する変更箇所を含め、現時点における再評価を行った結果、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じている」旨答申された。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いに係る適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。 1 評価書の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、当該評価書に記載されたリスク対策を確実に実行するとともに、今後の要因変化にも十分に対応できるよう、リスク管理の維持、点検及び改善の継続に努めること。 2 委託先に対する実地調査や監督指導を着実に実施するとともに、再委託先についても適切な管理監督に努めること。 3 リスク対策を行う主体が地方公共団体情報システム機構となる事項についても、栃木県として、補完的に行うべきリスク対策の検討と実施に努めること。 4 特定個人情報の移転を行う場合のリスク発生の可能性に十分留意し、適切なリスク対策の検討と実施に努めること。
4. 個人情報保護委員会の	承認【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

(別添3)変更箇所

変更日)変更箇所	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報	2 32 2.00 × 102 00	2 2 2 2 2 3 4 2 2 3 4 2 3 4 3 4 4 4 4 4		
平成29年4月1日	7. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	次長兼市町村課長 矢野 哲也	次長兼市町村課長 江崎 牧身	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月9日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	移転を行っている(31)件	移転を行っている (32)件	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月9日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 要	・番号法9条第1項及び番号法別表第1-89	・番号法9条第1項及び番号法別表第1-99	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月9日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転移転先3 ②移転先における用途	地方法人特別税等に関する暫定措置法による 地方法人特別税の賦課徴収又は・・・	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28 年法律第13号)附則第31条第2項の規程により なおその効力を有するものとされた同法第9条規 程による廃止前の地方法人特別税等関する暫 定措置法(平成20年法律第25号)第3章(第22条 の表国税収納金整理資金に関する法律(昭和 29年法律第36号)の項を除く。)の地方法人特別 税の賦課徴収又は・・・	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月9日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先11 ②移転先における用途	児童福祉法による同法第6条の4第1項の里親の認定若しくは同条第2項の養育里親の登録、・・・・・同法第33条の6第1項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同族56条第1項の負担能力の認定若しくは総条第2項の費用の徴収に関する事務であって総務省令で定めるものにおける本人確認情報の利用	児童福祉法による同法第6条の4第1号の養育里 親若しくは同条第2号の養子縁組里親の登録若 しくは同条第3号の里親の認定、・・・・・・同法 第33条の6第1項[同条第9項において準用する 場合を含む。)の児童自立生活援助の実施又は 同法第56条第1項の負担能力の認定若しくは同 条第2項の費用の徴収に関する事務であつて総 務省令で定めるものにおける本人確認情報の 利用	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月9日	策	平成24年12月25日、県が委託により実施したイベントの開催案内を、受託者が誤って送付先全員の氏名とメールアドレスが表示される状態で計797名に電子メールにて送信したことが判明した。誤送信の事実判明後、該当者へ謝罪し併せて誤送信したメールの削除を依頼した。	平成29年1月20日、私立高等学校1校の高等学校等就学支援金に係るファイルを、県内の県立高等学校25校にメールによる誤送信したことが判明した。事実判明後、情報漏えいした私立高等学校の生徒及び家族に対し謝罪するとともに、誤送信した各学校へデータ及びメールの削除を依頼し、全ての学校で削除した。	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月9日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 9.過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	再発防止のため、受託者に対してテスト配信の 徹底と情報セキュリティ対策の強化を指導した。	・就学支援金に係る業務の見直し及び確認を行い、個人情報が含まれるデータの提供については紙媒体を基本とし、業務上やむを得ない場合のみメールを活用することとした。・メール送信時におけるチェック体制の徹底を図った。・個人情報の取扱いの重要性等について、職員への指導を徹底した。	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月9日	V 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示請・訂 正・利用停止請求 ②請求方法 特記事項	県ホームページに様式・記載例を掲載予定	県ホームページに様式・記載例を掲載	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月9日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	栃木県個人情報保護審議会における審議(第三 者点検) 第三者点検は栃木県個人情報保護審議会委員 5名に臨時委員2名(情報セキュリティ精通者)を 加えて実施	栃木県行政不服審査会における審議(第三者点 検) 第三者点検は栃木県行政不服審査会委員に臨 時委員(情報セキュリティ精通者)を加えて実施	事後	評価書の見直しに係る修正
平成30年5月21日	I基本情報 7.評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	次長兼市町村課長 江崎 牧身	次長兼課長	事後	評価書様式の変更に係る修正
平成30年6月7日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先3	栃木県教育委員会事務局健康福利課	栃木県教育委員会事務局学校安全課	事後	評価書の見直しに係る修正
平成30年6月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3①法令上の根拠	・番号法9条第1項及び番号法別表第1-99	・番号法9条第1項及び番号法別表第1-89	事後	評価書の見直しに係る修正
平成30年6月7日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先14	経営管理部職員総務課	経営管理部職員厚生課	事後	評価書の見直しに係る修正
令和1年6月26日	(委託を伴うものを除く。) 提供先4	栃木県教育委員会事務局学校教育課	栃木県教育委員会事務局高校教育課	事後	評価書の見直しに係る修正
令和1年6月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものを除く。)移転先7①法令上の根拠	・番号法9条第1項及び番号法別表第1-98	・番号法9条第1項及び番号法別表第1-97	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 移転先10 ①法令上の根拠	雇用対策法による同法第18条の・・・	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用 の安定及び職業生活の充実等に関する法律に よる同法第18条の・・・	事後	評価書の見直しに係る修正
令和1年6月26日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものを除く。)移転先1.1Ⅱ特定個人情報ファイルの概	保健福祉部こども政策課保健福祉部障害福祉課	保健福祉部健康増進課 保健福祉部障害福祉課 保健福祉部こども政策課	事後	評価書の見直しに係る修正
令和1年6月26日	田特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 移転先11 ①法令上の根拠	〜、同法第20条第1項の療育の給付、同法第二 24条の2第1項の障害児入所給付費、・・・	〜、同法第20条第1項の療育の給付、同法第24 条の2第1項の障害児入所給付費、・・・	事後	評価書の見直しに係る修正
令和1年6月26日	11特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 移転先14	経営管理部職員厚生課 会計局会計管理課	経営管理部人事課	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容	②都道府県の執行機関への都道府県知事保存 本人確認情報の提供に関する事務	②自都道府県の他の執行機関又は他部署への 都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転 に関する事務	事後	評価書の見直しに係る修正
	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	②都道府県の執行機関への都道府県知事保存 本人確認情報の提供 都道府県の執行機関による住基法に基づ く…、照会元に提供する。	②自都道府県の他の執行機関又は他部署への 都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転 自都道府県の他の執行機関又は他部署によ る住基法に基づく・・・、照会元に提供・移転す る。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	I基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取 り扱う理由 ①事務実施上の必要性	②都道府県の執行機関による住基法に基づく…、当該情報を提供する。	②自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく・・・、当該情報を提供・移転する。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	I 基本情報 5. 法令上の根拠	○住基法※ ・第7条~第30条の15 略 ・第30条の32~第30条の35 略 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(の施行に伴う関 係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31 日法律第28号)附則第3号施行日時点	○住基法 ・第7条~第30条の15 略 ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32~第30条の35 略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	(別添1)事務の内容 (備考)	2. 都道府県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供 2-①.都道府県の執行機関において、…。 2-②.~おいて、照会元に対し、…提供する。	2. 自都道府県の他の執行機関又は他部署への都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転2一①自都道府県の他の執行機関又は他部署において、・・・。 2-②~(こっにおいて、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	(別添1)事務の内容 (備考)	3. 都道府県知事保存本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。	3. 都道府県知事保存本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	(別添1)事務の内容 (備考)	5. 本人確認情報の検索に関する事務 5-①基本4情報の組み合わせを検索キーに、 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索 する。 ※検索対象者が都道府県の場合は全国 サーバに対して検索の要求を行う。	5. 本人確認情報の検索に関する事務 5-①基本4情報の組み合わせを検索キーに、 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索 する。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	②都道府県の執行機関からの・・・(都道府県の 執行機関一都道府県サーバ、・・・既会元へ提 供する(都道府県サーバー都道府県の執行機 関)。	②自都道府県の他の執行機関又は他部署からの・・・(自都道府県の他の執行機関又は他部署・一部道府県サーバ、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	I 特定個人情報ファイルの 概要3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	・略 ・略 ・略 ・略 ・略 ・略 ・都道府県の執行機関等からの照会に基づいて 都道府県知事本人確認情報を提供する際 に、・・。 ・略	- 略 - 略 - ・略 - 自都道府県の他の執行機関又は他部署から の照会に基づいて都道府県知事本人確認情報 を提供・移転する際に、・・・。	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月26日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	書面による承諾	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により委託者の承諾を得ることとしている。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている (6)件 移転を行っている (32)件	提供を行っている (2)件 移転を行っている (13)件	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	提供先から要求があった都度、随時。	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事 保存本人確認情報ファイルの更新を行った都 度、随時。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2~6	提供先2~4 各執行機関 提供先5 知事以外の県の執行機関 提供先6 区域内の住民	提供先2~5 削除 提供先6 整理番号の繰上げ	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1~32	移転先1~32	移転先1、3~10、14、17、22~24、26~32 削除 除 移転先2、11~13、15、16、18~21、25 整理番号の繰上げ・追加	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	ボ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1~11 (3 提供する情報	人番号、異動事由、異動年月日	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個 人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における 特定の個人を識別するための番号の科備等に 関する法律の施行に伴う関係法律の科備等に 関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第 22条第7項に基づく経過措置である。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	II 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管機関 その妥当性	・路 ・~住基法施行令第30条の6に定める期間保管する。	・略 ・〜住基法施行令第30条の6に定める期間(150 年間)保管する。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. ~24. 略	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. ~24. 略 25. 旧氏、漢字 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番	事後	評価書の見直しに係る修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	認証を行う等の措置を講じる。	・~市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ・路	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	· 略略 · 略略 · 略	 ・路 ・路 ・路 ・路 ・路 ・システム管理者は、人事異動により不要となった権限を失効する。 	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限 具体的な制限方法	・システム管理者は受託者に業務従事者の名簿 を提出させる等により、委託業務に従事する者 を把握する。	削除	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 いの記録 具体的な方法	· 略	・略 ・略 ・委託先(再委託先も含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできない。	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4.特定個人情報ファイルの取 扱い委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守 の確認方法	・~を除き、直ちに…。 ・略	・~を除き、契約完了後、直ちに…。 ・路 ・保管期間(150年間)の過ぎたパックアップについては、システムにて自動判別し消去する。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 規定 規定の内容	契約書において以下の項目について規定 ・秘密の保持 ・個人情報の保護 ・再委託の取扱い ・収集の制限 ・適正管理 ・目的外利用及び提供の禁止 ・資料等の返還又は持ち出しの禁止 ・資料等の返還又は廃棄 ・従事者への周知 ・事故発生時における報告	契約書において以下の項目について規定 ・秘密の保持 ・個人情報の保護 ・従業者の明確化、従業者に対する監督・教育 ・再委託の取扱い ・収集の制限 ・適正管理 ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写又は持ち出しの禁止 ・資料等の返還又は廃棄 ・事故発生時における報告 ・実地調査、監督の実施	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4、特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保 具体的な方法	・略 ・受託者は再委託先に、本件業務に従事する者 に対して、必要な法規・遵守事項の教育を実施 させ、委託者に報告する。 ・路	・再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない業務を対象としている。 ・委託契約書には、委託元が受託者に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を再委託先に求める規定を設けている。 ・略 ・受託者は再委託先に、本件業務に従事する者に対して、必要な法規・遵守事項の教育を実施させる。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 いの委託におけるその他のリ スク及びそのリスクに対する措 置	_	【都道府県サーバ】 ・再委託先の選定については、都道府県サーバ 集約に伴う調達評価委員会が、入札の評価基 準の作成に参加し、適切な再委託先となるよう 監督している。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワーク を通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が 行われるリスク 具体的な方法	・都道府県知事保存本人確認情報の提供を行う際は、提供記録(提供日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年間保存する。 ・略	・都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転 を行う際は、提供・移転記録(提供・移転日時、 操作者等)をシステム上で管理し、7年間保存す る。 ・略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワーク を通じた提供を除く。) リスク2:不適切な方法で提 供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・~認証できない相手先へ情報は移転されない・・。 ・・路	~認証できない相手先へ情報は提供されない…。- 路	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5.特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワーク を通じた提供を除く。) リスク3:誤った情報を提供・移 転してしまうリスク、誤った相 手に提供・移転してしまうリス ク リスクに対する措置の内容	置】 ・~適切に提供することを担保する。 ・路 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・~適切に提供・移転することを担保する。 ・略 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・~認証できない相手先へ情報は提供されないことが・・・。 ・略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスク リスク1: 特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	•略	・略 ・略 ・略 ・ペ ・また、ワイヤーロックにより所定の場所から 移動できないようにするとともに、業務端末を設置した執務室は職員が退庁する際は施錠する。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスク リスク1: 特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスク リンカ1: 特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	〜死亡による消除後も住基法施行令第30条の6に定める期間保管する。	〜死亡による消除後も住基法施行令第30条の6 に定める期間(150年間)保管する。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検	評価書の記載内容について、職員が運用状況 を確認し、点検結果を踏まえ運用の問題点を改 善する。	・情報セキュリティポリシーに基づき、年1回、情報セキュリティ対策自己点検を実施する。 ・個人情報等の取扱いに関する規程に基づき、年1回、個人情報等の取扱いに関する規程に基づき、年1回、個人情報等の適正な取扱いに関する自己点検を実施する。 ・評価書の記載内容について、職員が運用状況を確認し、点検結果を踏まえ運用の問題点を改善する。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する普及・啓発		く住民基本台帳ネットワークシステム関係>・システム操作者に対して、年に1回、住基ネットの利用について必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識の高揚に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 く情報セキュリティ個人情報関係(全体)>・新規採用時に情報セキュリティに関する研修を実施している。・特定個人情報の適正な取扱いに関する年間の研修計画を策定し、事務取扱担当者、保護責任者等を対象とした研修を実施している(講義形式、演習形式、ラーニング等)。・未受講者に対しては、別途研修を企画し、受講の機会を確保している。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	自己点検・監査の結果を基に、特定個人情報を取り扱う上で適切なリスク対策が講じられているか検証する。 検証の結果、状況の変化等により評価書の内容や特定個人情報の取扱いについて変更する必要がある場合には、特定個人情報保護評価の再実施又は評価書の修正を行うとともに、財定個人情報の取扱いについて見直しを行い、取扱事務の運用に反映させる。	〈特定個人情報の取扱いについての検証・見直し〉・自己点検・監査の結果を基に、特定個人情報を取り扱う上で適切なリスク対策が講じられているか検証する。 ・検証の結果、状況の変化等により評価書の内容や特定個人情報の取扱いについて変更する必要がある場合には、特定個人情報保護評価の再実施又は評価書の修正を行うとともに、財法事務の運用に反映させる。 〈特定個人情報の取扱いについて見直しを行い、取扱事務の運用に反映させる。 〈特定個人情報の服務の事業が発生した場合の対応(全体)〉・インシデント対応所属が、流出した情報の回収、情報の回収、情報の高流出経路の特定、原因究明及び原因への対応等を行う。 ・行政改革推進室が、個人情報保護委員会への報告を行う。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	VI評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成26年9月30日	令和2年3月26日	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	取 ②実施日·期間	平成26年10月7日(火)~平成26年11月6日(木)	令和元(2019)年10月16日(水)~令和元(2019) 年11月15日(金)	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見聴取 ④主な意見の内容	意見なし	操作履歴の確認頻度、電子記録媒体の管理方法等について。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅵ評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見聴取 ⑤評価書への反映	_	本評価書の見直しの参考とした。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成26年11月18日 実施機関から諮問書を受理 平成26年12月10日(第48回審議会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 平成27年 2月24日(第49回審議会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 平成27年 3月24日(第50回審議会) 審議 平成27年 4月15日 答申	令和元(2019)年12月5日 実施機関から諮問書を提出 令和元(2019)年12月23日(第29回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 令和2(2020)年1月29日(個別点検) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 令和2(2020)年2月19日(第31回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 令和2(2020)年2月19日(第31回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 令和2(2020)年2月28日	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月26日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発	その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じている」」管等申された。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いに係る適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。 1 評価書の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、当該評価書に記載されたリスク対策を確実、実に有るとともに、今後も十分性を維持し、更に向上していくよう、継続的なリスク対策の検討と実施に努めること。 2 情報の発生、利用時だけでなく、情報利用終了後のデータ移行、削除等に係るリスクアセスメントについて、継続して検討を行うこと。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	Ⅳその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応(全体)> ・略 ・行政改革推進室が、個人情報保護委員会への報告を行う。	〈特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応(全体)〉 ・略 ・行政改革ICT推進課が、個人情報保護委員会への報告を行う。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和5年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 要託事項2 ⑥委託先名	富士通株式会社 栃木支店	富士通Japan株式会社 栃木支社	事後	評価書の見直しに係る修正
令和5年2月10日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項及び別表5-8-2 番号法第9条第1項及び別表第1-7	住基法第30条の15第1項及び別表5-8-2の一部 番号法第9条第1項及び別表第1-7	事後	評価書の見直しに係る修正
令和5年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6 ②移転先における用途	立給付金の支給若しくは同法第55条の5第1項	77条第1項、第77条の2第1項、第78条第1項から第3項まで若しくは第78条の2第1項若しくは	事後	評価書の見直しに係る修正
令和5年2月10日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先7 ①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項及び別表5-9-6 番号法第9条第1項及び別表第1-11	住基法第30条の15第1項及び別表5-9-5 番号法第9条第1項及び別表第1-11	事後	評価書の見直しに係る修正
令和5年2月10日	ボ 特定個人情報ファイルの 概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先8 ①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項及び別表5-9-7 番号法第9条第1項及び別表第1-14	住基法第30条の15第1項及び別表5-9-6 番号法第9条第1項及び別表第1-14	事後	評価書の見直しに係る修正
令和5年2月10日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先12	移転先12	削除	事後	評価書の見直しに係る修正
令和5年2月10日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先13	移転先13	整理番号の繰り上げ	事後	評価書の見直しに係る修正
令和5年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先13・14	-	追記	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報 の管理及び提供等に関する事務 全項目評価 書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	表紙 個人のブライバシー等の権利 利益の保護の宣言	栃木県は、住民基本台帳ネットワークに係る本 人確認情報の管理及び提供等に関する事務に おける特定個人情報ファイルの取扱いにあた り、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプ ライバシー等の権利利益に影響を与えうることを 認誠し、特定個人情報の漏えいその他の事態を 発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を 請に、もって個人のプライバシー等の権利利益 の保護に取り組んでいることを宣言する。	栃木県は、住民基本台帳ネットワークに関する 事務における特定個人情報ファイルの取扱いが 個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え うることを認識し、特定個人情報の漏えいその他 の事態を考とさせるリスクを軽減させるため適 切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の 権利利益の保護に取り組んでいることを宣言す る。	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	表紙特記事項	・住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)において、都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人で記情報とは、4情報(氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。・住基ネッは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が管するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となる、汎用の通信を関いている。また、内部では、独自のアプリケーションを用いる等、総をのでプロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、総格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に往基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じている。・都道府県サーバーは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。	・住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)において、都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき市町村から住民の本人確認情報及び附票本人確認情報のいては、郡道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として、附票本人確認情報として、附票本人確認情報として、附票本人確認情報として、附票本人を確認情報として、附票本人を確認情報として、同一ない。以下同じ。)、個人番を道府県知事保存本人確認情報として、日番号、住民票国一ド及びこれらの変更情報で、都道府県知事保存所票本人を確認情報は、4情報、住民票国一ド及びこれらの変更情報で、精道作県知コード及びこれらの変更情報で、構成される。・・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団領するファイアウナールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信ブロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使格な不正アクセス対策を講じている。また、内部に住基法に基づく守秘義祭を課し、製作者及び保存する等の対策を講じている。・・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは全都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは全都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その連用・監視を機構に委託している。	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報 の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 基本情報 1. 特定国人情報ファイルを取 り扱う事務の内容	住基法は、市町村における住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う「住民基本台帳」「個人を単位とする任民票を世帯ごとに編成し作成される公簿」の制度を定め、住民の利便性の増進及び国・地方公共団体の行政の合理化に資することを目的としている。	住民基本台帳本ットワークに関する事務は、「1.本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2.附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に例する事務」に分かれる。 1.本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1.本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の整課をのを登録をの他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う「住民基に関する記録を正確かつ統一的に行う「住民人に関する記録を正確かつ統一的に行う「住民人に関する記録を正確かつ統一的に行う「住民人の人を関する記録を正確かつ統一的に行う「住民のもいたの、会社の人では、またとに関する記録を正確かつが、当時では、またとに関する記録を正確がつか、は、というの、は、という、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	事前	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ・システム ① システムの名称	_	附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府 県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住 民基本台帳ネットワークシステムの構成要素の うち、附票都道府県サーバにおいて管理がなさ れているため、以降は、附票連携システムの内 の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ② システムの機能	_	の附票本人確認情報の更新都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CS(コミュニケーションサーバ)を経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイ ル	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ① 事務実施上の必要性	都道府県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に掲げる必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとざまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル都道府県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に掲げる必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手報として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ・・・・ (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 都道府県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性からいた。	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ② 実現が期待されるメリット	政手続の際に提出が求められていた書類(住民 票の写し等)の省略が図られ、住民の負担が軽	的、時間的コストの節約)されることに加え、行 政側においてもより正確な本人確認の実現や事 務の省力化など行政運営の適正化・効率化につ ながることが見込まれる。	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 基本情報 5.個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	○住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・・・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	○住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票 本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	(別添1) 事務の内容 (1)本人確認情報の管理及び 提供等に関する事務	-	図等の追加 (8ページのとおり)	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	(別添1) 事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理 及び提供等に関する事務	-	図等の追加 (9ページのとおり)	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル 1.特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル 2.基本情報 ⑤ 保有開始日	平成27年7月	平成27年6月1日	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 栃木支社	富士通Japan株式会社 栃木公共ビジネス部	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)	-	他県の記載方法や記載要領を踏まえ、住基法の条文に対応する形の記載へ変更するもの。 (15~17ページのとおり)	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 1、特定個人情報ファイル名 ~ 7. 備考	-	記載内容の追加 (18~25ページのとおり)	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項 目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票名 2. 漢字致(氏名) 4. ふりがな(氏名) 5. 生月日 6. 性別 8. 外字数等は(任所) 9. 個人工事事由 11. 異面のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、6. 操作者[D、1]、大字・字コード、16. 操作者[D、1]、大字・字コード、16. 操作者[D、1]、大字・字コード、16. 操作者[D、1]、持た。12. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変漢字、24. 住所外字変更連番、25. 旧氏、外字数、27. 旧氏、外字数、27. 旧氏、外字数、27. 旧氏、外字数、28. 旧氏、外字数、27. 旧氏、外字数、28. 旧氏、外字数、27. 旧氏、水字数、4. 氏名、次1がな、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、市町村コード、8. 住所、漢字、9. 住所外字数、10. 最終住所、漢字、9. 住所外字数、10. 最終住所、漢字、9. 住所外字数、10. 最終住所、漢字、9. 住所外字数、10. 最終住所、漢字、11. 服禁管理市町村コード、15. 附票型一片、14. 附票管理市町村コード、15. 附票型一片、14. 附票管理市町村コード、15. 附票本外字数、10. 最終住所、漢字、9. 住所、外字数、10. 最終住所、漢字、9. 住所、外字数、10. 最終住所、漢字、11. 最終住所、第一次,20. 日本、15. 日本、16. 性別、7. 住所、市町村コード、15. 附票本外字の他、14. 日本、16. 性別、7. 日本、16. 性別、7. 日本、16. 性別、7. 日本、16. 性別、7. 日本、16. 性別、第一次,20. 日本、16. 性別、16. 中国、16. 性別、17. 日本、17. 日本、	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル 1 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル3.特定個人情報の使用リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。 都道府県サーバは、集約センター内において、 附票都道府県サーバと接続する。 なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバの システム間のアクセスは、以下の場合の処理に 限られるよう、システムにより制限する。 (1) 都道府県サーバ→附票都道府県サーバへ のアクセス 番色の表が、システムにより制限する。 (1) 都道府県サーバへのアクセス 番色のまが行機関又は他部署等からの求めに応じ、 国外転出者に係る個人番号を連携する場合。 (2) 附票都道府県サーバ→ 都道府県サーバへ のアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を起えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)。	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル 現のない者(元職 員、アクセス権限のない報員 等)によって不正に使用される リスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・システム管理者は、システム操作者が業務を行う上で必要な限度で権限を付与する。 ・システム管理者は、ID管理簿及びシステムが提供する照会機能を使用して、操作者IDの付与が適切に実施されていることを確認することにより、アクセスを限を管理する。 ・システム管理者は、システムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ。以下同じ。)を記録し、週に「臣又は異常発生時に分析を行い、操作履歴(産務アクセスログ・操作とは異常発生時に分析を行い、操作履歴経記録簿に結果を記録する。操作履歴に有間保存する。) ・システム管理者は、照合ID及び操作者IDが適正に利用されているか検査することができる。 ・システム管理者は、人事異動により不要となった権限を失効する。	・システム管理者は、システム操作者が業務を行う上で必要な限度で権限を付与する。 ・システム管理者は、ID管理簿及びシステムが提供する照会機能を使用して、操作者IDの付与が適切に実施されていることを確認することにより、アクセスを関係者は、システムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ。以下同じ、)の記録を取得し、週に1度又は異常発生時に分析を行い、操作履歴確認記録簿に結果を記録する。(操作履歴は、現行システムが稼働している間は保存する。)・システム管理者は、照合ID及び操作者IDが適正に利用されているか検査することができる。・システム管理者は、人事異動により不要となった権限を失効する。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・システム操作者は業務端末の使用に当たっては業務端末使用簿に利用日時、所属、氏名を記載する。 ・システム管理者はシステムの操作履歴を記録し、週に1度又は異常発生時に分析を行い、操作履歴確認記録簿に結果を記録する。 ・バックアップされた操作履歴は7年間、安全な場所に施錠保管する。	・システム操作者は業務端末の使用に当たっては業務端末使用簿に利用日時、所属、氏名を記載する。 ・システム管理者は、システムの操作履歴の記録を取得し、週に1度又は異常発生時に分析を行い、操作履歴確認記録簿に結果を記録する。・システム管理者は、システムの操作履歴の記録を取得し、現行システムが稼働している間は安全な場所に施錠保管する。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)都道府県知事保存本人確 設情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使 用するリスク リスクに対する措置の内容	・住基ネット利用課の長は、本人確認情報を利用するに当たってのマニュアルを作成し、業務上必要のない本人確認情報の検索又は抽出を行わないこと及び検索・抽出を行う場合は事前に検索・抽出に当たっての要件を明確にするよう、システム操作者に指導する。・システム管理者はシステム操作者に対し研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導するとともに、必要に応じてヒアリングを実施し、業	用するに当たってのマニュアルを作成し、業務上 必要のない本人確認情報の検索又は抽出を行 わないこと及び検索・抽出を行う場合は事前に 検索・抽出に当たっての要件を明確にするよう、 システム操作者に指導する。 ・・システム管理者はシステム操作者に対し研修	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	認情報ファイル	【都道府県サーバ】 ・再委託先の選定については、都道府県サーバ 集約に伴う調達評価委員会が、入札の評価基準の作成に参加し、適切な再委託先となるよう 監督している。	【都道府県サーバ】 再委託先については、毎年度の契約において、 再委託先業者の業務内容や委託先との業務分 担を審査した上で承認を行っているほか、委託 先である機構からの毎月の報告により、業務が 適正に行われているかを確認する。	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク特定個人情報の提供・移転の記録	る。 ・業務端末を使用し本人確認情報の照会を行う ときは、業務端末使用簿に利用日時、照会者の 所属、氏名等を記載するとともに、照会結果を印 刷したときは帳票管理簿に出力した帳票の種 類、枚数等を記載する。また、一括取得機能に より都道府県知事保存本人確認情報を記録した。	刷したときは帳票管理簿に出力した帳票の種類、枚数等を記載する。また、一括取得機能に	事後	評価書の見直しに係る修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル5.特定個人情報の提供・移転で賃券をで情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク1:不正な提供・移転が行われるリス情報の提供・移転に関すのルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 「本人確認情報の提供・移転は住基法、番号法の規定により制限される。 の規定により制限される。 ・自都道所県の執行機関への提供・移転については、次の方法により実施する。 ①住基ネット利用課におけるシステム操作者が 業務端末により業務に必要な本人確認情報を確認し、必要に応じて印刷又は電子媒体に保存する。 ②市町村課職員が住基ネット利用課の申請に基 を一括取得し、電子媒体で住基ネット利用課に 提供する。 ・都道府県知事保存本人確認情報を検索し、過 があった場合は、市町村課職員が業務端末により当該請求に係る本人確認情報を検索し、選手媒体で住基ネット利用課に 提供する。 ・都道府県知事保存本人確認情報を検索し、診査 ・都道府県知事保存本人確認情報を検索し、診査 ・本人確認情報を印刷したときは帳票管理簿に、 技能の方法 ・本人確認情報を印刷したときは帳票管理簿に、 ・本人確認情報を印刷したときは帳票管理簿に、 ・本人確認情報を印刷したときは開票 第一年記録する。また、開定 第一年記録等名といる。 ・システム管理者は操作履歴を記録し、週に1度 保存する。 ・システム管理者は必要に応じて住基ネット利用 課に対し内部監査を行い本人確認情報の管理 状況を確認する。	[内容] ・本人確認情報の提供・移転は住基法、番号法の規定により制限される。 ・自都道府県の執行機関への提供・移転については、次の方法により実施する。 ①住基ネット利用課におけるシステム操作者が業務端末により業務に必要な本人確認情報を確認し、必要に応じて印刷又は電子媒体に保存する。②市町村課職員が住基ネット利用課の申請に基報を一括取得し、電子媒体で住基ネット利用課に基準を一括取得し、電子媒体で住基ネット利用課に基準があった場合は、電子媒体で住基ネット利用課に提供する。 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、保る本人確認情報を確認書を作成に提供する「確認方法」・本人確認情報を印刷したときは帳票管理簿に、提供する。【確認方法】・本人確認情報を中局したときは配票等を保管理合帳にそれぞれ記録する。また、局定書等を保管理者は集作履歴の記録を取得した。リ電子媒体を作成したときは記録する。に確認方法・本人確認情報を印刷したときは配票では、場所でより電子媒体を作成したときは記録する。「保定を日本代れまれます。」・システム管理者は操作履歴の記録を取得し、提供を歴歴は、現行システムが稼働している間は保存する。・システム管理者は必要に応じて住基ネット利用課に対し内部監査を行い本人確認情報の管理状況を確認する。	事後	評価書の見直しに係る修正
	(委託や情報提供ネットワーク	・市町村CS、都道府県サーバ、全国サーバ間の 通信では相互認証を実施しているため、認証で きない相手先へ情報は提供されないことがシス テム上担保される。 ・業務端末、代表端末の利用に当たっては、照 合情報認証、操作履歴を記録し、週に1度又は異常発 生時に分析を行い、操作履歴記録簿に結果を記 録する。 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求 があった場合は、住基法、住民基本台帳事務処 理要領のほか、本人確認情報開示等事務取扱 要領に基づき事務を処理する。	・連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による都道府県知事保存本人確認情報の提供を防止する。・市町村OS、都道府県サーバ、全国サーバ間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先へ情報は提供されないことがシステム上担保される。・業務端末、代表端末の利用に当たっては、照合情報認証、操作者IDによりアクセス制限を行うほか、操作履歴の記録を取得し、週に1度又は異常発生時に分析を行い、操作履歴確認記録簿に結果を記録する。・都道府県本年を記録する。・都道府県和事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法、住民基本台帳事務処理要領のほか、本人確認情報開示等事務取扱要領に基づき事務を処理する。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	評価書の見直しに係る修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか その内容	-	森林簿に係る個人情報(森林所有者の氏名及び住所1,786人分)を誤って県ホームページ(オープンデータ・ペリーとちぎ)に掲載し、令和3年12月6日(掲載日)から令和4年7月20日(覚知日)まで不特定多数の者が閲覧可能な状態となっていた。 事実判明後、速やかに当該データの公開を停止し、ホームページ上で利用者に対してダウンロードしたデータの削除を呼びかけるとともに、対象となる森林所有者に対して謝罪を行った。	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	_	・ホームページ公開用のデータ作成時の個人情報削除漏れが一因であることから、個人情報削除の方法を見直した。 ・チェックシートを用いて、個人情報が確実に削除されていることを複数人で確認することとした。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 1. 特定個人情報ファイル名 7. 特定個人情報の保管・消去	-	記載内容の追加 (36~44ページのとおり)	事前	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ②請求方法	来庁、郵送、電子申請のいずれかの方法による 請求	来庁又は郵送による請求	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示·訂正·利用停止請求 ②請求方法 特記事項	県ホームページに様式・記載例等を掲載	-	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	住民基本台帳ネットワークシステムに関する事 務	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	VI評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年3月26日	令和6年1月30日	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	Ⅵ評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見聴 取 ②実施日・期間	令和元(2019)年10月16日(水)~令和元(2019) 年11月15日(金)	令和5(2023)年9月15日(金)~令和5(2023)年 10月16日(月)	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見聴取 ④主な意見の内容	操作履歴の確認頻度、電子記録媒体の管理方法等について。	意見なし	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見聴取 ⑤評価書への反映	本評価書の見直しの参考とした。	_	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和元(2019)年12月5日 実施機関から諮問書を提出 令和元(2019)年12月23日(第29回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 令和2(2020)年1月29日(個別点検) 実施機 関からの説明及び質疑応答・審議 令和2(2020)年2月19日(第31回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 令和2(2020)年2月19日(第31回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 令和2(2020)年2月28日 答申	令和5(2023)年10月20日 諮問 令和5(2023)年10月27日(第67回審査会) 実施 機関からの説明及び質疑応答・審議 令和5(2023)年11月14日(個別点検) 実施機 関からの説明及び質疑応答・審議 令和5(2023)年12月22日(第69回審査会) 審 議 令和6(2024)年1月12日 答申	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	栃木県行政不服審査会における審議(第三者点 検) 第三者点検は栃木県行政不服審査会委員に臨 時委員(情報セキュリティ精通者)を加えて実施	栃木県行政不服審査会において第三者点検を 実施 第三者点検は栃木県行政不服審査会委員に臨 時委員(情報セキュリティ精通者)を加えて実施	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	に係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、平成27(2015)年度の評価以降の変更箇所を含め、現時点における再評価を行ったえる影響等を予測した上で、特定個人情報ファイルの取扱いで、平成ででは、特定個人情報では、ないないでは、特定個人情報では、特定個人情報では、特定個人情報では、特定個人情報では、特定個人情報では、特定個人情報では、特定個人情報では、特定個人情報では、特定個人情報では、特定個人情報では、特定のとおり意見があった。 1 評価書の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、当該評価書に記載されたリスク対策を確実に実行するとともに、今後も十分性を維持し、更計と実施に努めること。 2 情報の発生、利用時だけでなく、情報利用終了となること、2 情報の発生、利用時だけでなく、情報利用終了といて、継続して検討を行うこと。 3 委託先に対する実地調査や監督指導について、継続して検討を行うこと。 3 委託先についても適切な管理監督に努めること。 4 口グ確認等の頻度に係る妥当性について継	め、現時点における再評価を行った結果、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じている」旨答申された。なお、特定個人情報ファイルの取扱いに係る適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。 1 評価書の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、当該評価書に記載されたリスク対策を確実に実行するとともに、今後の要因変化にも十分に対応できるよう、リスク管理の維持、点検及び改善の継続に努めること。 2 委託先に対する実地調査や監督指導を着実に実施するとともに、再委託先についても適切な管理監督に対する実地調査や監督指導を着実に実施するとともに、再委託先についても適切な管理監督に表表の表とともに、再委託先についても適切な管理監督に表表の表とともに、再委託先についても適切な管理監督に表現を表現るよう。 3 リスク対策を行う主体が地方公共団体情報シ	事後	評価書の見直しに係る修正